

# 下水道のしあい

げすいどう めぐりめぐって またあおう!



令和4年度 『下水道の日』 ポスターコンクール市長賞

八代市立第二中学校 中村 友香 さん  
(※ 当時)

(千丁処理区・鏡処理区)

## 下水道の役割について

### 1. なぜ、下水道が必要なのでしょうか？

わたしたちは、日常の生活をおくる中で、たくさんの水を使っています。この使われて汚された水（汚水といいます）を集めてきれいにし、川や海に流してあげるのが、下水道の役目です。ところが、まだまだ下水道の整備は遅れていますので、衛生的で、快適な生活環境を作るために、下水道の整備が進められています。

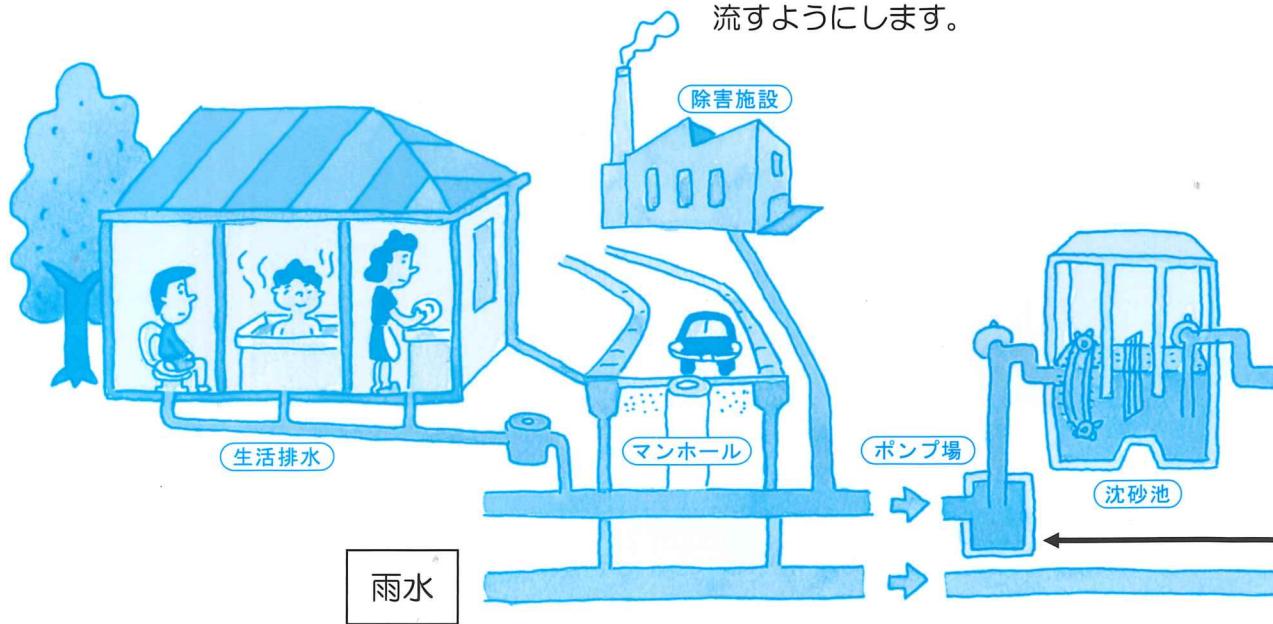
### 2. 何が、川や海の汚れの原因でしょうか？

わたしたちの生活が豊かになっていく中で、いつの間にか川や海を汚し、魚や虫を追い出し、きれいだった水をきたない水に変え、自然を悪くしてしまいました。

川や海を汚す大きな原因を取り去る対策として、工場排水の規制に取り組み、きれいになったところもありましたが、大きな工場がないところでも、汚れはひどくなりました。これは家庭から出る排水も、川や海を汚している原因であったからです。洗濯などに使用されている洗剤の水や、料理に使われる油や食器洗いの水（生活排水といいます）が、そのまま川や海に流されることが問題なのです。

(下水管)

道路の下などに埋められていて、汚水を処理場まで運ぶ役目をしています。下水管には、掃除や修理をするためのマンホールがところどころにあります。



雨水は、道路の側溝や排水路から雨水幹線、雨水ポンプ場を通って川や海に放流されます。

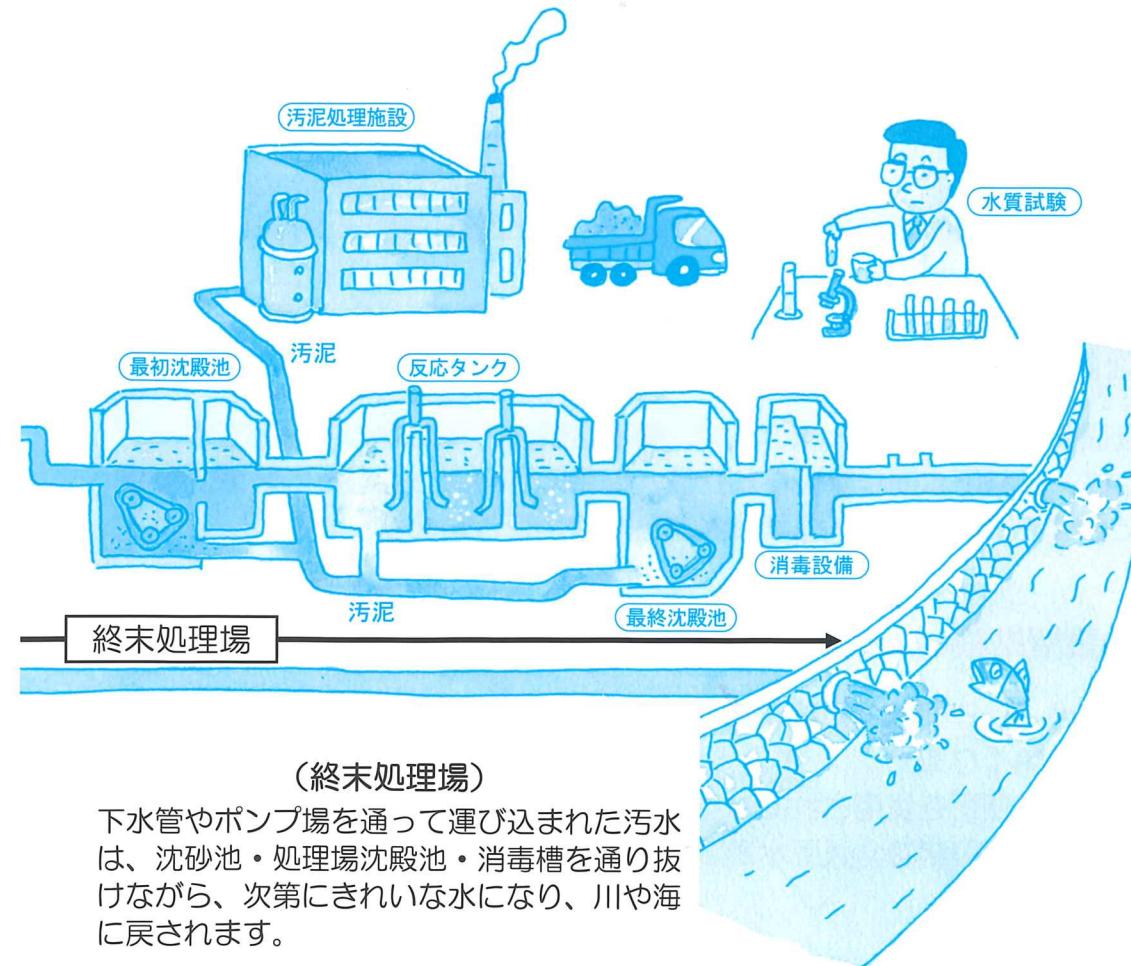
(中継ポンプ場)

下水管は勾配を利用して汚水を運びますが、あまり深くなると、お金もかかりますし、掃除がやりにくくなります。そこで、ポンプ場を設けてくみ上げて、再び流すようにします。

### 3. 下水道が整備されただけで水はきれいになるのでしょうか？

『うちには、浄化槽があるから、べつに下水道につなげなくてもよか』という声をよく聞きます。しかし、お風呂や炊事洗濯から出る生活排水まで処理しているのは合併浄化槽の場合で、単独浄化槽の場合は、トイレのし尿しか処理をしていません。生活排水はそのまま全部川や海に流れてしまいます。合併浄化槽であってもきちんと維持管理をしなければ、単独浄化槽よりも環境を汚染する結果になる場合があります。

『地球温暖化、環境ホルモン、ダイオキシン・・・』誰もが一度は聞いたことがある言葉です。ゴミの分別収集では、ペットボトル、発泡スチロールトレイなどリサイクルに協力していただいているが、これらを洗浄した水はどこへいくのでしょうか。浄化されないまま流れていくのでは、大気の環境は守れても、水の環境は汚染されてしまいます。下水道が整備されたところでは、お早めに下水道に接続されますよう、ご協力をお願いします。



(終末処理場)  
下水管やポンプ場を通って運び込まれた汚水は、沈砂池・処理場沈殿池・消毒槽を通り抜けながら、次第にきれいな水になり、川や海に戻されます。

# 排水設備について

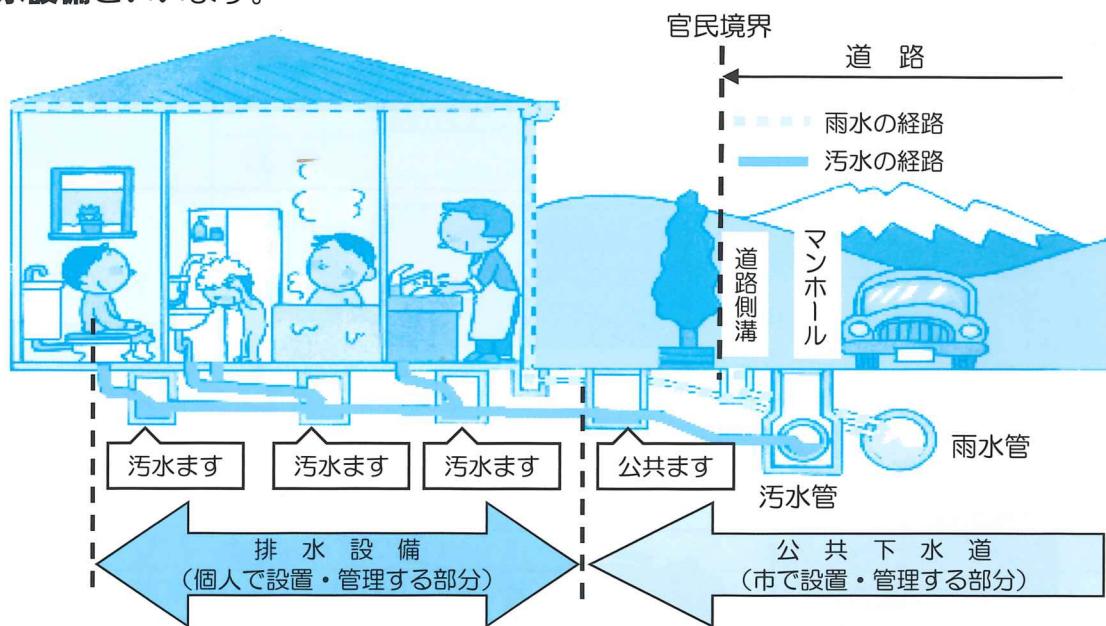
## はじめに

私たちの各家庭から排水される生活排水が、直接近くの側溝や水路を流れ、川や海に流れ込むと、水路の悪臭や蚊・ハエ等の発生につながります。

快適で清潔な生活環境を作り、美しい自然を次の世代に伝えていくために、下水道は必要な施設です。

## 1. 排水設備

家庭などから出る汚水（手洗い、お風呂、台所の水、洗濯の排水、水洗便所からのし尿などの生活排水。雨水は除く。）を公共下水道に流入させるための施設を**排水設備**といいます。



## 2. 排水設備を設置しなければならない人

排水設備を設置しなければならぬ人は、**処理区域内**の建築物の所有者です。

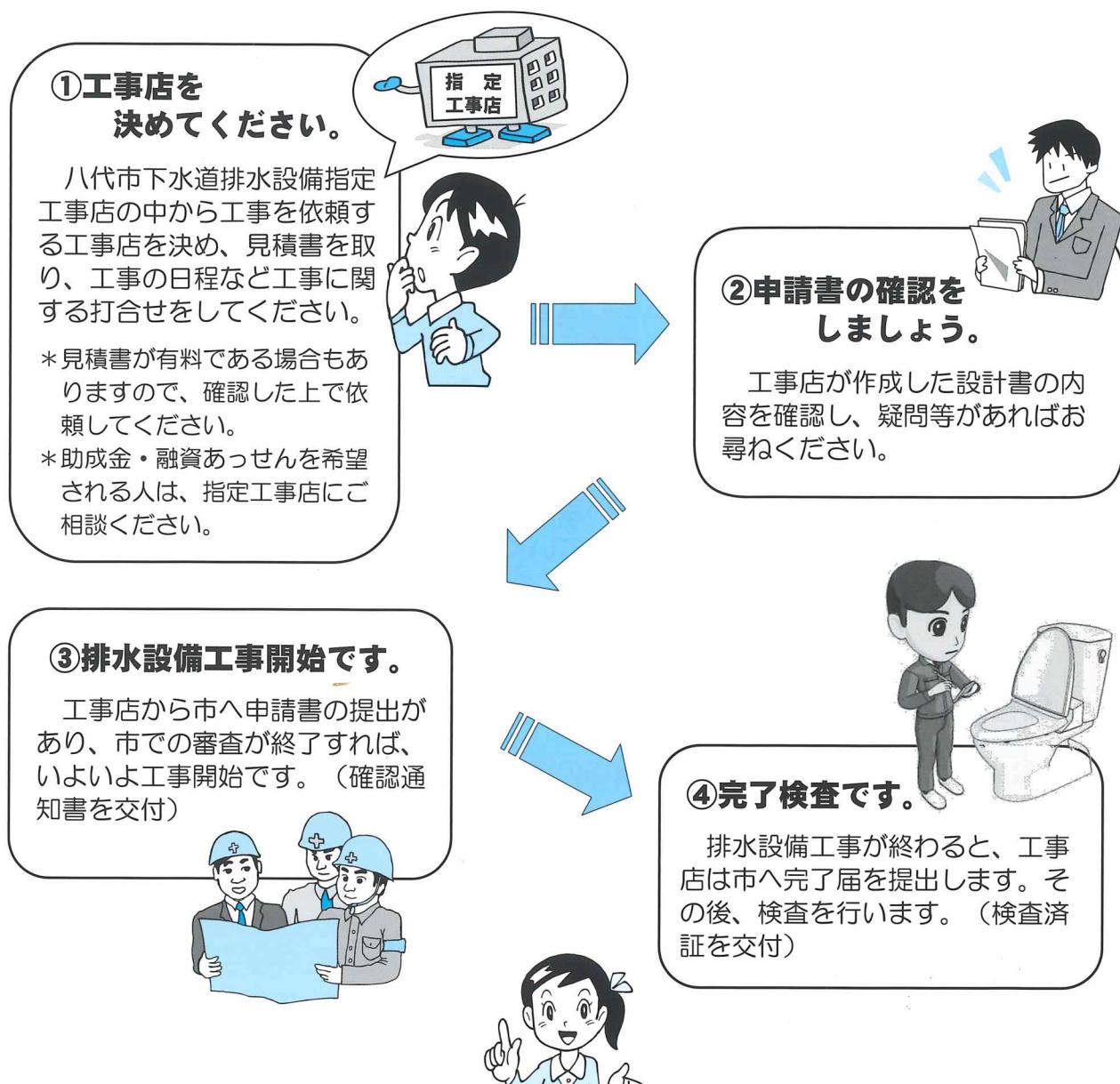
処理区域とは、公共下水道が整備された後、使用できるようになった区域で市が公示を行った区域をいいます。（毎年3月末日に公示を行います。）

## 3. 排水設備の設置期限

排水設備工事は、処理開始の公示を行った日から、遅滞なく行わなければなりません。（下水道法第10条）

ただし、くみ取り便所を使用されている人につきましては、処理開始公示の日から、3年以内となっています。（下水道法第11条の3）

## 4. 排水設備工事を行う際の手続き



上記の申請書の提出等必要な手続きは、指定工事店が代行して行うことができます。  
詳しくは指定工事店または下水道総務課までお問い合わせください。

## 5. 八代市下水道排水設備指定工事店

排水設備工事は、八代市が定めた技術基準に基づき施工する『八代市下水道排水設備指定工事店』で行ってください。家屋の増築等で排水設備を設置されるときも指定工事店で行ってください。

指定工事店の一覧表は、八代市のホームページ、または下水道総務課にあります。

# 下水道事業受益者負担金制度について

## 1. 受益者負担金・受益者分担金

市では、快適なまちづくりの基盤となる下水道整備について、早期の事業完成に向けて計画的に推進しています。

しかし、下水道施設を整備するには巨額の建設費を必要とします。この建設費用は、国からの補助金や借入金、さらには皆さまの市税や受益者負担金または受益者分担金（以下、『負担金』といいます。）などによってまかなわれています。

下水道施設は、道路や公園のように不特定多数の人が利用できる施設と違って、整備することによって利用できる人が限られてきます。

このため、建設費を税金だけでまかなうことになると、下水道の恩恵を受けない地域の人に対し不公平になってしまいます。そこで、下水道の建設費の一部を負担していただき、下水道の建設を促進していくために、負担金制度が設けられています。（P7のQ&Aを参照）

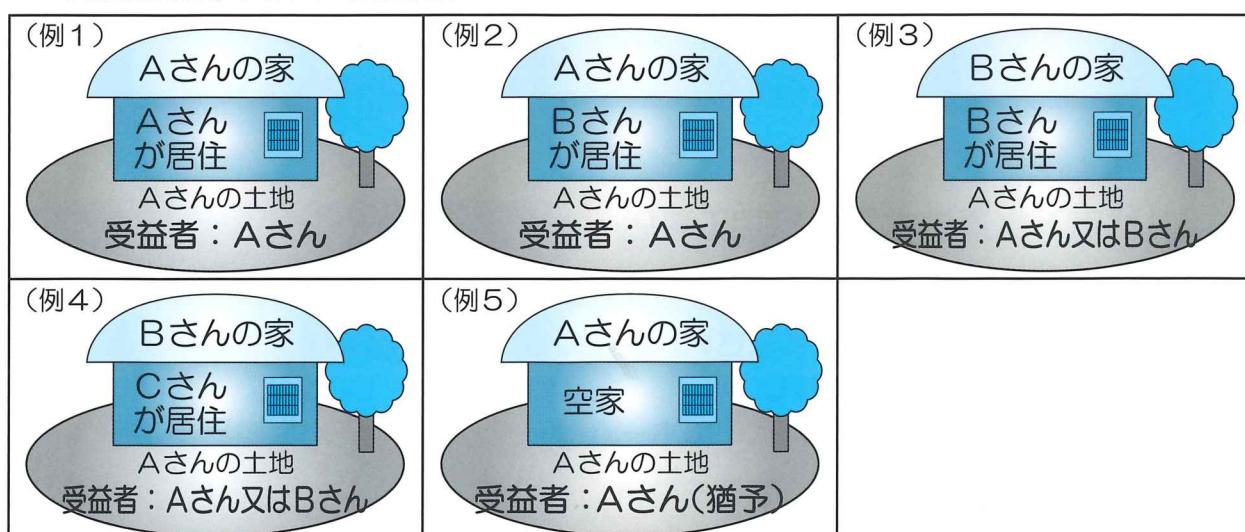
## 2. 負担金の対象となる建築物

公共下水道が整備された処理区域内の建築物等は、すべて負担金の対象になります。

## 3. 負担金を納めていただくる人

公共下水道が整備された処理区域内の建築物等の所有者、またはその建築物等の使用について権利を持っている人になります。これらの人を**受益者**といいます。

負担金を納める人（受益者）



（注）権利者が2人以上の場合、お互いの話し合いで受益者を決定していただきます。

#### 4. 建築物等を対象に一度限りの負担金

公共下水道の処理区域内に存する建築物等を所有されている方、または権利を持っている方には負担金がかかることになります。

この負担金は、下水道建設費の一部として、公共汚水ますの設置（接続）に関わらず、一度限りご負担していただくものです。

##### （1）受益者負担金の額

区分	金額
一般世帯	均等割 180,000円
事業所等	1. 7人槽までは、180,000円 2. 8人槽以上については、180,000円に7人槽を超えた人槽分に1,000円を乗じて得た金額を加算した金額とする。 ただし、501人槽以上になる場合は674,000円とする。

（2）負担金は、5年に分割して年4期で（20回払い）納付していただきます。

（一般世帯の場合、年間36,000円・1期分の納付額9,000円）

##### ○負担金の納期

第1期	7月1日～7月31日
第2期	9月1日～9月30日
第3期	12月1日～12月25日
第4期	翌年2月1日～2月末日

納付書発送は、7月  
初旬の予定です。

自主納付・・送付した納付書で、納期限までに市内の金融機関・市役所・支所・出張所等で直接納めていただく方法です。

口座振替・・納期限ごとに預金口座から自動振替により納めていただく方法です。  
(口座振替の場合は分割納付のみとなります。)

（3）負担金を一括または複数期分をまとめて納付される場合は、一括納付報奨金を交付する制度があります。この場合、納付期数に応じて報奨金を差し引いた額を納めていただきます。

一括納期報奨金算定基準表

分割年数	※1回	2年	3年
一括納付した期数	20期分	16期分以上	12期分以上
報奨金交付率	20%	10%	5%

※第1期（7月）中の納付となります。

## 5. 賦課対象区域の決定

下水道の処理区域となったら、毎年4月初めに公告し、公告の日現在の受益者に負担金を納めていただきます。

\* 処理区域：公共下水道が整備され、使用できるようになった区域をいいます。

## 6. 負担金の徴収猶予

賦課対象区域内の建築物等はすべてが負担金の対象となります。下表に該当する場合には負担金の徴収が猶予されることがありますので申し出てください。

受益者負担金徴収猶予基準

対象	猶予期間	猶予額
災害等により負担金を納付することが困難であると認められる受益者	被害の程度に応じ3年間を限度として市長の認める期間（毎年更新すること）	全額
居住していない住宅及び事業の用に供していない建物及び構造物	居住及び事業の用に供する日まで	全額
係争地	受益者が決定するまでの期間	全額
生活保護を受給中である受益者	市長が認める期間（毎年更新すること）＊証明要	全額

### 受益者負担金（分担金）についてQ&A

#### ◎受益者とはどんな人を言うのですか？

受益者とは下水道の供用開始区域内に所在する建築物等の所有者の方をいい、下水道事業受益者負担金を納めていただく人になります。

ただし、特別な場合（その建物が質権、使用貸借権、賃貸借等による権利の目的となっている場合）は、それぞれの権利者が受益者となります。市としては、建築物等の所有者と権利者の話し合いによって受益者を決めていただくこととしています。

#### ◎下水道を利用しなくても負担金を支払うのですか？

下水道が整備されていれば、仮に浄化槽等が壊れたり、家を建て直すといった場合には、すぐに下水道をご利用いただくことができます。これは、下水道が整備されている区域の方々だけが受ける恩恵と言えます。そのため、下水道をご利用でなくとも、下水道が整備されていない区域の方々との公平を図るために工事費の一部負担金として、下水道事業受益者負担金（分担金）を納付していただくことになります。

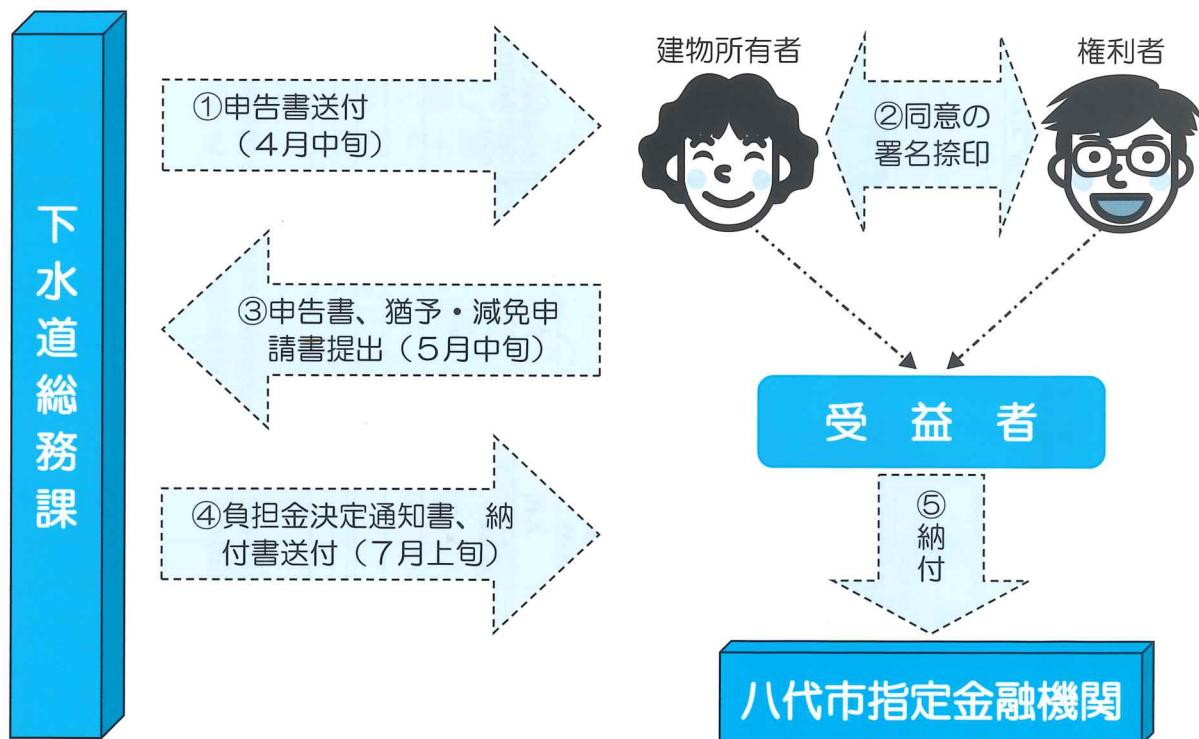
## 7. 負担金の減免

負担金は、賦課区域内にある建築物等にかかりますが、宗教法人や社会福祉法人が使用する施設、町内の公民館などの場合は、減免基準に基づき負担金が減免される場合があります。

## 8. 受益者は申告制

受益者負担金制度は受益者の申告制になっています。

申告から納付までの順序



## 9. その他の手続き

### ◎受益者の変更

建物の売買等により受益者に変更があった場合は、すみやかに受益者変更届を提出してください。受益者変更届の提出が無い限り、受益者の変更はできません。  
なお、この届出は当事者双方の署名・捺印が必要です。

### ◎納付代理人

受益者が市内に住所、事務所などを有しないときは、市内に住所を有する納付代理人を定め納付代理人届を提出してください。

### ◎住所の変更

受益者又は納付代理人が住所を変更したときは、すみやかに住所変更届を提出してください。

### ◎徴収猶予・減免の理由消滅

徴収猶予又は減免を受けたものは、その理由が消滅したときは、すみやかに届け出してください。

# 記入例

〒866-8601  
八代市松江城町1-25  
八代太郎様  
(バーコード)

令和5年度賦課  
下水道事業受益者申告書 兼 減免申請書 徴収猶予申請書

※千丁処理区については「受益者負担金」は「受益者分担金」と読み替えてください。

○ 千丁処理区の場合  
八代市下水道事業(千丁処理区) 受益者分担に関する条例施行規則第2条(受益者の申告)、第12条(分担金の徴収猶予の申請等)及び第14条(分担金の減免申請等)の規定により次のとおり申告・申請します。

八代市都市計画下水道事業(鏡処理区) 受益者負担に関する条例施行規則第2条(受益者の申告)、第12条(負担金の徴収猶予の申請等)及び第14条(負担金の減免申請等)の規定により次のとおり申告・申請します。

※提出期限 令和5年4月28日(金)

受取人番号 000000000

様式第1号・第4号・第7号

令和5年4月20日

申告書の記入日を記入してください。

下表の建物の受益者となる権利者の住所、氏名、電話番号を記入し、押印をしてください。共有物権の場合には、代表者について記入してください。

下記の建物の受益者以外の権利者の住所、氏名、電話番号を記入し、押印をしてください。

所有権の有する建築物等		左記の建築物等について建物所有者以外の方が受益者(権利者)となる場合に記入してください。					減免・徴収猶予の申請		※決定	
建築物等の所在地	延べ床面積(m <sup>2</sup> )	用途	使用面積(m <sup>2</sup> )	権利者住所・電話番号	権利者氏名又は名称	権利の種類	減免	徴収猶予	減免	猶予
八代市鏡町内田453-1	123.45		元	フリガナ 受益者(権利者)の変更が無い場合は何も記入しません。 納付書は上記に署名された宛宛に送付します。	フリガナ 氏名又は名称	1. 使用賃借権 2. 貸賃借権 3. 賃権 4. その他( )			可・否	可・否
八代市鏡町内田453-2	234.56	居宅	〒 TEL( ) -	フリガナ 氏名又は名称	フリガナ 氏名又は名称	1. 使用賃借権 2. 貸賃借権 3. 賃権 4. その他( )	○	理由 空家	可・否	可・否
八代市鏡町内田453-3	345.67	居宅	〒 TEL( ) -	フリガナ 氏名又は名称	フリガナ 氏名又は名称	1. 使用賃借権 2. 貸賃借権 3. 賃権 4. その他( )	○	理由 公営館として利用	可・否	可・否
八代市鏡町内田453-4	654.32	倉庫 事務所	200.32	〒866-0862 八代市松江城町1-28 TEL(0965) 33-4147	フリガナ 氏名又は名称 八代 次郎	次郎 2. 貸賃借権 3. 賃権 4. その他( )	減免基準並びに徴収猶予基準に該当する場合は記入してください。	可・否	可・否	可・否
合 計 (棟)		備考		フリガナ 氏名又は名称	フリガナ 氏名又は名称	1. 使用賃借権 2. 貸賃借権 3. 賃権 4. その他( )			可・否	可・否

(代表者を定めた場合) 同一の建築物等について所有者が2人以上あるので次のとおり連署して上記の申告をします。

所有者	住所	氏名	㊞	㊞	㊞	㊞	㊞
			㊞	㊞	㊞	㊞	㊞

## 申告するときの注意事項

- この申告は、受益者負担金の「賦課対象区域」として告示された地域内の建築物等の所有者が、受益者としてするものです。建築物等土地の所有者は、記載事項確認のうえ署名押印してください。
- 記載された建築物等について、使用賃借権、貸賃借権又は賃権などの権利が設定されている場合(一時使用の場合は除く。)は、それぞれの権利者が受益者になります。しかし、その事実を確認する必要がありまますので必ず所有者として連署してください。
- 申告のない場合は、建築物等の所有者に受益者負担金が課せられますからご承知ください。
- 同一の建築物等について2人以上の所有者のある場合は、代表者を選定してください。所有者は、それぞれ所定の欄に連署してください。
- 「所有権の有する建築物等」の欄には、それぞれあらかじめ記載してありますので、ご確認ください。
- 「用途」の欄には、実際に使用されている様態を記入してください。
- 「権利の種類」の欄には、使用賃借権、貸賃借権、賃権などの該当する項目に○を記入してください。
- 「減免・徴収猶予の申請」の欄には、受益者負担金の減免並びに徴収猶予を受けたい場合に、該当部分の面積及びその理由を記入してください。なお、「※決定」欄は記入しないでください。
- 「備考」の欄には、記載事項が現況と異なる場合また、建物移転登記がなされていない場合等について、その理由や参考となる事項を記入してください。
- この申告書提出後、受益者に変更のあった場合は、その旨すみやかに届け出してください。

〇/〇ページ

# 下水道使用料について

## 1. 下水道使用料とは

家庭から流れる汚水を下水管で八代北部浄化センターに集め、きれいに処理をして川や海に返します。下水道使用料は、これらの施設の維持管理費及び建設に要した借入金の返済にあてています。家庭からの汚水が市の公共下水道に流れるようになると、くみ取り料や浄化槽の維持管理費は不要になり、下水道使用料がかかるようになります。

## 2. 使用水量の認定と使用料

使用水量の認定は・・・

- ◆上水道 上水道の検針水量による
- ◆井戸水 人数による認定水量または検針水量による
- ◆併用 上水道と井戸水の合計水量による  
(使用状況によっては認められない場合がありますのでおたずねください。)

井戸水認定水量（1ヶ月につき）

区分	認定水量	1人当り 認定水量
1人世帯	9m³	9m³
2人世帯	16m³	8m³
3人世帯	21m³	7m³
4人世帯 以上	人数×6m³	6m³

こんなときには、  
必ずお電話を！

- ◎井戸水使用者(人数認定)でお住まいの人数に変更があったとき
- ◎下水道の使用を休止、廃止するとき
- ◎上水道と井戸水を切り替えるとき

使用料計算方法について（1ヶ月につき）

用 途	基本使用料		超過使用料（1m³につき）	
	汚水量	使用料	汚水量	使用料
一 般	8m³まで	1,267円	8m³を超え20m³まで	198円
			20m³を超え30m³まで	203円
			30m³を超え50m³まで	215円
			50m³を超え100m³まで	220円
			100m³を超えるもの	232円
公衆浴場	1m³につき29円			

\*上表の使用料に消費税が加算されます（10円未満切り捨て）

使用料の計算例（1ヶ月に35m³を使用したとき） ※消費税10%の場合

基本料金	8 m³	= 1,267 円
従量料金	198 円 × 12 m³	= 2,376 円
	203 円 × 10 m³	= 2,030 円
	215 円 × 5 m³	= 1,075 円
消費税	(1,267 円 + 5,481 円) × 0.1	= 674 円
合 計		7,420 円

\*10円未満切り捨て

### 3. 使用料の納入方法

#### ◆口座振替

- ・納期限ごとに口座振替により納めていただく方法です。
- ・口座振替申込書は、市内金融機関窓口に備え付けてあります。
- ・『預金通帳』、『届出印』と『納付書』をお持ちになって、ご利用の金融機関にて手続きしてください。

#### ◆自主納付

- ・毎月末に送付する納付書で、納期限までに市内の金融機関・市役所・支所・出張所・コンビニエンスストアなどで直接納めていただく方法です。

◎使用料金早見表（消費税率10%の場合）

水量 (m³)	料金 (円)	水量 (m³)	料金 (円)	水量 (m³)	料金 (円)
0~8	1,390	24	4,900	40	8,600
9	1,610	25	5,120	41	8,840
10	1,820	26	5,340	42	9,070
11	2,040	27	5,570	43	9,310
12	2,260	28	5,790	44	9,550
13	2,480	29	6,010	45	9,780
14	2,700	30	6,240	46	10,020
15	2,910	31	6,470	47	10,260
16	3,130	32	6,710	48	10,490
17	3,350	33	6,940	49	10,730
18	3,570	34	7,180	50	10,970
19	3,780	35	7,420	60	13,390
20	4,000	36	7,650	70	15,810
21	4,230	37	7,890	80	18,230
22	4,450	38	8,130	90	20,650
23	4,670	39	8,360	100	23,070

## 助成制度について

応援します  
水洗化！

### 1. 排水設備工事費助成金

八代市では、処理開始区域の一日も早い水質保全、生活環境の改善のため、くみ取り便所や浄化槽を廃止して公共下水道に接続するための改造工事を行う方に、助成金があります。

#### (1) 助成金を受けることができる人の資格は

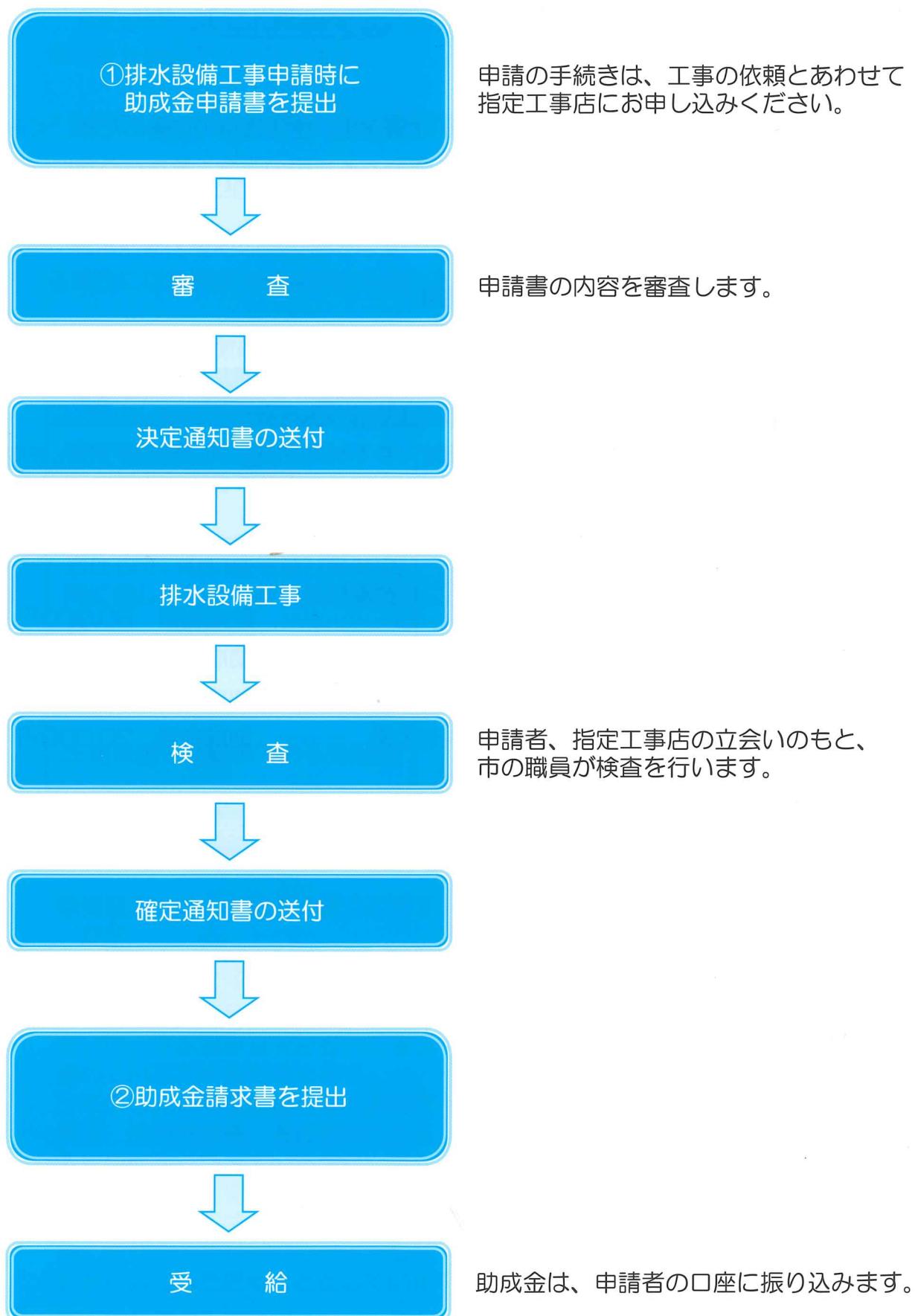
- ① 家屋所有者、またはその同意を得た使用者であること。
- ② 市税及び下水道受益者負担金（分担金）を滞納していないこと。
- ③ 下水道受益者負担金（分担金）の猶予または減免を受けていないこと。
- ④ 「融資あっせん制度及び利子補給制度（P14）」に基づく融資あっせんを受けていないこと。

#### (2) 助成金額

○くみ取り便所からの改造工事	.....	助成金額 80,000円
○単独浄化槽からの改造工事	.....	助成金額 40,000円
○合併処理浄化槽からの改造工事	.....	助成金額 30,000円
○補助金交付済合併処理浄化槽からの改造工事	.....	助成金額 20,000円

排水設備工事費助成金を希望される人は、指定工事店へ工事の依頼とあわせてご相談ください。

### (3) 排水設備工事費助成金の申込みから受給まで



## 2. 排水設備工事費の融資あっせん及び利子補給制度

八代市では、下水道が使えるようになったら1日でも早く排水設備工事を行っていただくために、工事費の融資を金融機関にあっせんしています。

### (1) 融資を受けることができる人の資格は

- ①家屋の所有者又は排水設備工事について所有者の同意を得た家屋使用者で、市内に住所を有すること。
- ②融資を受けた工事資金の償還能力を有すること。
- ③市税、下水道受益者負担金などを滞納していないこと。
- ④連帯保証人を有すること。（申請者と別の生計を営んでいる者）
- ⑤助成金の交付を受けていないこと。

(2) 融資の限度額・・・50万円以内

(3) 返済期間・・・36ヶ月以内

(4) 融資利率・・・年4.5%

(5) 返済方法・・・口座振替による元利均等月賦償還

(6) 必要な書類

	【申請者】	【保証人】
融資あっせん <b>申請時</b> に提出	①融資あっせん申請書 ②納税証明書	①納税証明書
融資あっせん <b>契約時</b> に提出	①借入申込書 ②貸借契約証書 ③印鑑証明書 ④その他取扱金融機関 が必要とする書類	①印鑑証明書

(7) 取扱金融機関・・・ゆうちょ銀行を除く市内の金融機関

(8) 申し込み方法

融資あっせんを希望される人は、指定工事店へ工事の依頼とあわせてご相談ください。

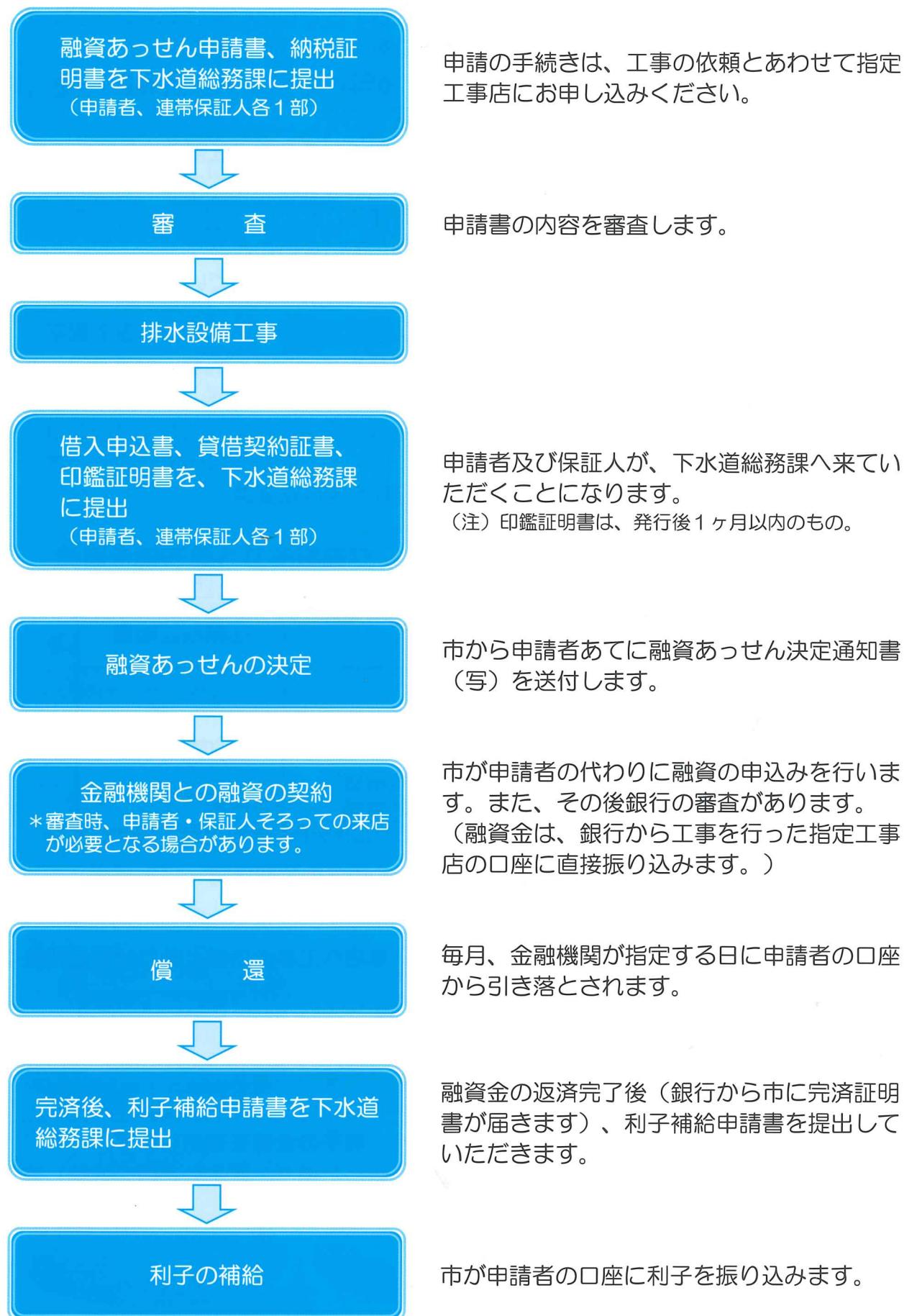
(9) 利子補給について

融資金の返済が終わりましたら、市が利子を補給します。

\*処理区域となった日から

- ①1年内に排水設備工事を行った場合、**利子の全額**を補給します。
- ②1年を超える3年内に排水設備工事を行った場合、**利子の半額**を補給します。

## (10) 融資あっせんの申し込みから利子補給まで



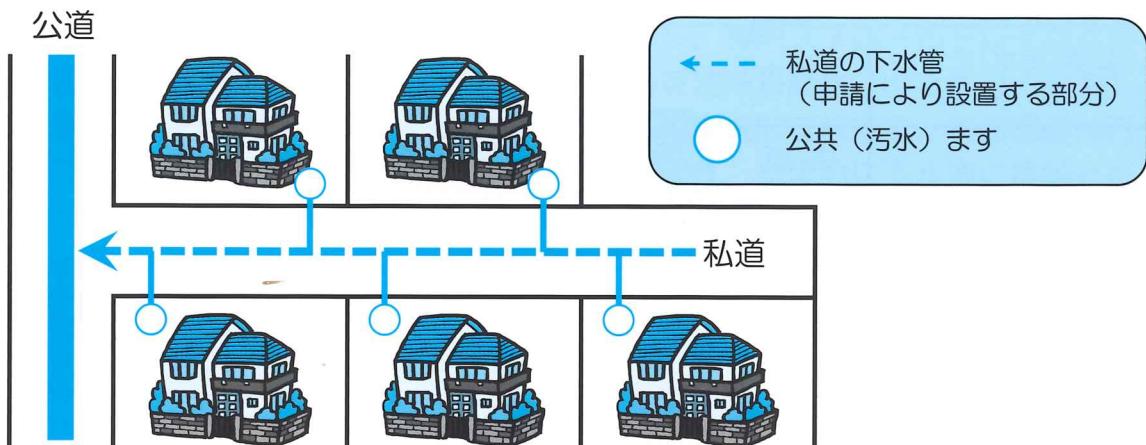
## 私道への下水道整備について

ハ代市では、下水道の整備促進を積極的に行っていますが、私道については、原則として利用する人が個人の費用で下水管（排水設備）を設置していただくことになっているため、整備が進んでいない私道が見受けられます。

そこで本市では、一定の条件を満たしている私道について、下水道の設置工事を行っています。

### 3. 私道への公共下水道設置

私道に隣接する皆様の要望で、下記の条件を満たせば、私道の所有者から土地を無償で使用する承諾を得て、市が私道に下水管を設置します。



#### (1) 適用条件

- ①公共下水道が整備済みの区域又は当該年度に整備を予定する区域内の私道であること。
- ②私道の一端が公道に接続していること。
- ③公共下水道を支障なく設置する幅員があること。
- ④公共下水道に接続する家屋が2戸以上であり、かつ、家屋の所有者が2人以上あること。
- ⑤その私道が不特定多数の人の交通の用に供され、かつ、その利用について何ら制限が設けられていないこと。
- ⑥私道の形態が明確であり、私道の土地所有者及び土地の所在位置が明確であること。
- ⑦私道の土地所有者全員が、私道へ下水管を設置するため土地を無償で使用することを承諾すること。
- ⑧私道に面した家屋所有者又は利用者全員が速やかに排水設備を設置すること。

#### (2) 費用負担

布設工事は、市が費用を負担して施工し、完成後も公共下水道として維持管理を行います。（路面は地元管理）

（注）受益者負担金については、公道の工事と同じように納めていただきます。

#### (3) 申請方法

私道の土地所有者及び家屋所有者など下水管の設置を希望する人の中から代表者を選び、下水道建設課へお問い合わせください。

## 記入例

## 公共(污水)ます設置申請書

令和 年 月 日

八代市長

提出日でお願いします。

申請者 住 所

申請者の現住所、氏名、連絡先をご記入下さい。

氏 名

印

電 話

捺印

公共ますを設置する箇所の住所をご記入下さい。

公共(污水)ます設置について下記のとおり申請します。

公共(污水)ます設置場所

八代市 町

土地所有者

住 所

公共ますを使用する家屋所在地の土地所有者についてご記入下さい。

捺印

申請者との続柄

印

家屋所有者

住 所

本人、配偶者、父母兄弟、祖父母、請負者など

申請者との続柄

印

建築物の種類に○をご記入下さい。

氏 名

公共ますを使用する家屋の所有者についてご記入下さい。

捺印

建築の種類等

自宅( )、貸家( )、アパート等( )  
事業所等( )、名称 遊戯施設( )  
※兼用等の場合は複数に○印をつけて下さい。

公共ます設置希望日

浄化槽 基 泊み取り便所 個

引込等施工予定

使用個数(空家含) 戸 使用人数 人

印

令和〇年△月〇△日頃 (入居予定日) 令和〇年△月□〇日

※公共(污水)ますを宅地

土水道( )、ガス( )、その他( )

同時期に施工予定の工事等がありましたら、○をご記入下さい。

必ずしも希望日に設置できるとは限りませんが、参考日としてお知らせ下さい(通常、申請から3か月程度掛かります)

## 地所有者承諾書

上記公共(污水)ますを設置することを承諾します。

土地所有者

住 所

公共ますを設置する土地の所有者の住所、氏名、連絡先をご記入下さい。

氏 名

印

電 話

捺印

※ 公共ます設置位置要望見取図・排水設備業者は裏面に記載して下さい【添付書類:字図、要約書等】

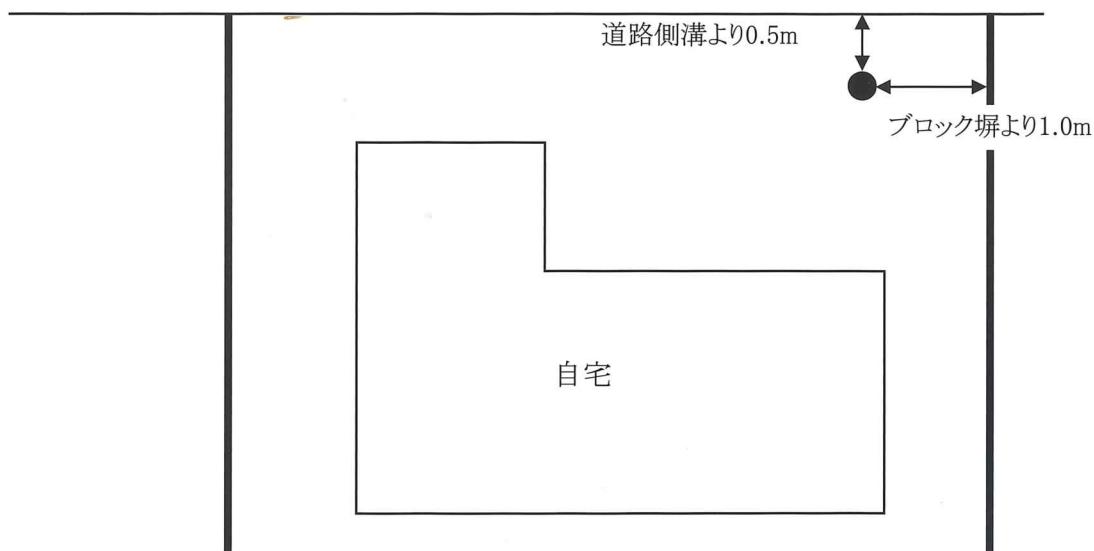
## 公共(污水)ます設置について

## 記入例

- 公共(汚水)ますは1敷地に1箇所とします。
  - 公共(汚水)ますまでの工事は本市で施工しますが、宅地内の排水設備は、各自の負担で行って下さい。
- なお、工事について御不審な点は、本市監督員におたずね下さい。

### 公共(汚水)ます設置位置要望見取図

道路



※ 公共(汚水)ますの設置位置については、便所、風呂場、炊事場等の排水設備を考慮の上お決め下さい。希望の深さ、鉄蓋の有無等も分かればご記入下さい。

#### <排水設備工事>

※決定している場合はご記入下さい。

施工業者 :

市の指定工事店となります。可能であれば、連絡先は携帯番号をご記入下さい。

担当者 :

連絡先(携帯):

## お問い合わせは

八代市建設部 下水道建設課 (工事・計画・維持管理)

TEL 33-4458 (直通)

八代市建設部 下水道総務課 (排水設備・負担金・使用料)

TEL 33-4147 (直通)

## 夜間・休日の緊急対応については

八代市下水道修繕センター

TEL 32-7990